

令和 7 年度 職員の処遇改善についてのお知らせ

○令和 7 年度の処遇改善加算を算定することによる職員の処遇改善について、下記のとおり実施します。

実施内容	対象職員	支 給 額
処遇改善手当 (ベースアップ分)	社会福祉法人むろと会給与規程 第 22 条の 1 の別表第 4 に規定する処遇改善手当について 支給要件及び支給内容：理事長が別に定める ※ 別添資料参照	
深夜勤務手当 増額分	深夜勤務を行なう介護職員	深夜勤務手当額 増額分 2,500 円が処遇改善額 (深夜勤務手当 6,000 円／回)
基本給昇給分 (ベースアップ分)	正規職員	別表第 1(給料表)の 2 号級に相当する分
	契約職員・パート職員	高知県最低賃金時給 952 円以上へ引き上げ(別表第 2 賃金表の額)
賞与による支給分	正規職員	給与昇給分に相当する分
特殊業務手当	技能実習生指導員 (新人指導を含む)	10,000 円/月額
	技能実習生生活指導員	5,000 円/月額
福利厚生費	全職員	上記の処遇改善増額分の福利厚生分
実施期間：令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月		
備 考 ① 処遇改善加算が算定不可、または、加算が廃止となった場合は、処遇改善手当は支給しない。 ② 処遇改善加算額が職員の処遇改善額を上回る場合は、正規職員・契約職員・パート職員の賞与又は一時金で支給する。 ③ 処遇改善加算額が職員の処遇改善額を下回る場合は、処遇改善手当額を減額する。		

別表 理事長が別に定める事項（第 22 条の 1 の別表第 4 に規定する処遇改善手当について）

○処遇改善手当額

	処 遇 改 善 手 当 額				令和 7 年度	時給 換算
	項目	勤務 日数	No.	要件		
正規職員	介護職員	20	A-1	介福＋夜勤＋経験（施設介護 10 年以上）	48,000	
		20	A-2	介福＋経験（施設介護 10 年以上）又は夜勤	43,000	
		20	A-3	介福(施設介護 10 年未満)	40,000	
		20	A-4	資格なし＋夜勤＋経験（施設介護 5 年未満）	35,000	
		20	A-5	資格なし＋夜勤＋経験（施設介護 5 年以上）	30,000	
		20	A-6	資格なし＋夜勤なし	20,000	
	その他 職員	20	A-7	看 護	26,000	
		20	A-8	看護以外	25,000	
契約職員	介護職員	20	B-1	介福＋夜勤＋経験（施設介護 10 年以上）	34,000	213
		20	B-2	介福＋経験（施設介護 10 年以上）又は夜勤	30,000	188
		20	B-3	介福(施設介護 10 年未満)	25,000	156
		20	B-4	資格なし＋夜勤＋経験（施設介護 10 年以上）	20,000	125
		20	B-5	資格なし＋経験（移設介護 10 年以上）又は夜勤	18,000	113
		20	B-6	資格なし（施設介護 10 年未満）	12,000	75
	その他職 員	20	B-7	看 護（正看護師）	5,000	31
		20	B-8	看護以外 資格・経験（施設勤務 10 年以上）	3,000	19
パート 職員	介護職員	15	C-1	介福＋夜勤＋経験（施設介護 10 年以上）	23,000	192
		15	C-2	介福＋経験（施設介護 10 年以上）又は夜勤	18,000	150
		15	C-3	介福：施設介護 10 年未満	16,000	133
		15	C-4	資格なし＋夜勤＋経験（施設介護 10 年以上）	13,000	108
		15	C-5	資格なし＋経験（移設介護 10 年以上）又は夜勤	12,000	100
		15	C-6	資格なし（施設介護 10 年未満）	10,000	83
	その他職 員	15	C-7	看 護（正看護師）	3,000	25
		15	C-8	看護以外 資格・経験（施設勤務 10 年以上）	2,000	17
	介護助手	15	C-9	直接介護あり	5,000	42
		15	C-10	直接介助なし	3,000	25
※契約職員及びパート職員の処遇改善手当額は、当該職員の勤務時間数及び勤務日数に時給額を乗して算出する※小数点以下は繰上げる。						

令和 7 年 3 月 12 日

社会福祉法人むろと会

理事長 久 保 耕 一